

武蔵野市市民農園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月13日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市市民農園条例の一部を改正する条例

武蔵野市市民農園条例（昭和56年4月武蔵野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前				改正後				説明
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）				項の削除
名称	位置	1区画 あたり の面積	使用 料（ 年 額）	名称	位置	1区画 あたり の面積	使用 料（ 年 額）	
緑町市民農園から関前ふれ あい市民農園まで（略）				緑町市民農園から関前ふれ あい市民農園まで（略）				
境南 市民 農園	武蔵 野市 境南 町4 丁目 6番	12平方 メートル	8,000 円					

付 則

この条例は、令和6年7月15日から施行する。

（提案理由）

境南市民農園の廃止に伴い、所要の改正をするものである。